

仕様書

1 件名

「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」における「研究の見える化セミナー」の実施委託

2 目的

本学では、昨年度文部科学省補助事業「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」に採択された。当該事業では、将来の科学技術イノベーション創出に貢献できる人材の育成を目的とし、博士後期課程学生に対して多様で幅広いキャリアパス支援を行っている。

本セミナーでは上記キャリアパス支援の一環として、博士後期課程学生に対し、自身の研究を第三者に効果的にアピールする方法を学び・考える機会を提供し、研究への俯瞰的な視野の涵養を目指す。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年1月26日（水）まで

4 履行場所

東京都立大学南大沢キャンパス

5 委託業務内容

「研究の見える化セミナー」の実施

- (1) 実施日時 セミナー : 令和4年1月19日（水）午後（180分程度を予定）
研究内容発表会 : 令和4年1月26日（水）午後（180分程度を予定）
- (2) 実施回数 各1回
- (3) 実施方法 いずれも対面による開催（ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みオンラインに変更する可能性がある）
- (4) 参加対象者 本事業の支援を受ける博士後期課程学生、及び参加を希望する博士後期課程学生
- (5) 参加人数 上限35名
- (6) 募集方法等 学内周知は本学担当者が行う。ただし、イベント開催の広報活動として重要な役割を担う開催内容周知ポスターについては、受託者が作成する。
- (7) 実施内容 ①セミナーでは、以下の情報を提供すること。なお、受託者は本学にセミナー配布資料を電子データ（PDFファイル）で納品するものとする。本学は学内関係者のみに限定し本資料を配布する。
ア 本事業の主旨を踏まえたセミナーの目的説明
イ サイエンスコミュニケーションの理論及び必要性の提示
ウ 自身の研究をアピールするための文章構成のノウハウ提示
エ 自身の研究をアピールするための作図ノウハウの提示
オ 実技ワークショップ形式で受講者制作物への助言
②研究内容発表会
研究内容発表会では、①セミナーで受講者が制作した自身の研究内容に係

る発表物に対し、当該研究内容を適切に理解した上で改善点や修正点等を助言・提案すること。

6 その他運営上の要件

(1) 実施体制

本委託業務の遂行にあたり、事業管理者を置き、委託業務の適正な進行管理を行うこと。
また、本学との窓口担当者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) スタッフ要件

受託者は、特にワークショップ中、受講者が研究内容を適切に理解し助言ができるよう博士の学位を有するスタッフを最低2名配置すること。

(3) 契約後の業務

契約後の業務においては、受託者と本学とで協議を重ねながら実施していくこと。

7 業務の履行確認

業務完了後、委託完了届（本学様式）と併せて、業務報告書（様式任意）を提出すること。

8 支払条件

履行完了確認後、適切な請求書を受領してから60日以内に支払う。

9 著作権について

(1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を、東京都公立大学法人（以下「法人」という。）に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者は、動画を除く成果物の著作権を法人の同意なしで自己実施できるものとする。

(2) 本業務により発生した報告書等の著作権についても、法人に無償で譲渡するものとする。

(3) 法人は、著作権法第20条（同一性保護権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこととする。この場合受託者は、当該既存著作物等の内容について、制作前に担当者の承認を得ることとし、受託者は既存著作物について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

10 その他

(1) 受託者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知りえた業務に係る事項及びそれに付随する事項について、契約期間中及び契約期間満了後も第三者に漏らしてはならない。また、外部への漏えいがないよう、その保護対策に万全を期すること。なお、個人情報の取扱いについては、別紙「東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書」を厳守するものとする。

(2) 本委託業務を執り行うにあたり必要となる資料（以下「貸与品」という。）は、法人が受託者に貸与する。受託者は、貸与品について善良な管理者の注意義務をもって適正に保管、管理するとともに、情報の保護について万全の措置を講ずること。

(3) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- （4） その他仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議の上対応を行うものとする。

（担当者）

東京都立大学管理部研究推進課 URA ライン 黒木（仕様に関すること）

電話 042-677-1111(代) 内線 5685

東京都立大学管理部研究推進課 社会連携係 平山（請求に関すること）

電話 042-677-1111(代) 内線 5581

東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書

（基本的事項）

第 1 受託者は、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号。以下「条例」という。）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

（秘密の保持）

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない。必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（適正管理）

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

2 受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

3 法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

（資料等の返還）

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

（再委託の禁止）

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先

は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

(事故等の措置)

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

(その他)

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書に定めのない事項は法人の指示に従わなければならない。